

別紙6 「NURO クラウド Microsoft 365」（以下「Microsoft 365 個別規定」といいます）

第1条（目的およびサービス内容）

- 弊社は、別紙6-別表1に記載のサービスのうち契約者が申込書上で選択した「Microsoft 365」サービス（以下「Microsoft 365」といいます）を以下の形態で契約者に提供します。
  - 「Microsoft 365」の利用権の再販  
弊社は、契約者に対し、「Microsoft 365」を利用するためには必要となる、「Microsoft 365」提供元から利用許諾を受けうる権利（以下「Microsoft 365の利用権」といいます）を再販売します。なお、契約者は、購入した「Microsoft 365」の利用権に基づき、別途「Microsoft 365」提供元から利用許諾を受ける必要があります。「Microsoft 365」提供元は、別紙6-別表3(1)に記載します。
- 契約者は、別紙6-別表3(2)に記載の「Microsoft 365」提供元が定める規約（以下「Microsoft 365規約等」といいます）に同意の上、「Microsoft 365」の利用権再販契約（以下「Microsoft 365利用権再販契約等」といいます）をお申し込み頂いたものとし、「Microsoft 365」のご利用にあたってはMicrosoft 365規約等および本規約を遵守するものとします。なお、Microsoft 365規約等と本規約に異なる定めがあった場合は、本規約を優先するものとします。

第2条（使用権許諾の範囲）

- 契約者は、Microsoft 365規約等および本規約に定める諸条件のもとに、「Microsoft 365」に含まれるソフトウェア、ドキュメント、組み込まれたイメージ等の非独占的、譲渡不能なライセンスを有償で使用することを、「Microsoft 365」提供元により許諾されます。Microsoft 365規約等および本規約により明確に定められたもの以外のすべての知的財産権は、ライセンス提供元に留保されています。
- 「Microsoft 365」に関わるソフトウェア、ドキュメント、組み込まれたイメージ等コンテンツに関する所有権、著作権をはじめとするその他一切の知的財産権は、「Microsoft 365」提供元またはそのライセンサーが保有し日本国著作権法その他関連する法律および国際条約によって保護されています。

第3条（契約者データの保管、保持期限）

- 弊社は、「Microsoft 365」において契約者が保管したデータを、「Microsoft 365」においてデータが保管された時から、Microsoft 365規約等および本規約に記載の条件

に従い保管、保持します。ただし、Microsoft 365 規約等および本規約に保管期間の定めがある場合でも、サービス利用の契約等が終了した場合は、保管期間は契約終了までとします。

2. 前項の保管期間が過ぎたデータは、弊社の定める方法に基づき速やかに消去します。

#### 第4条 (契約更新)

1. 2022年2月28日以前にMicrosoft Corporationが従来から定める料金体系（以下、「CSP」といいます）にて新規申込されたお客様の場合、契約期間満了日の1カ月前までに契約を更新しない旨またはアカウント数の減数を契約者が弊社に申出なければ、契約は自動的に更に1カ月更新されるものとします。ただし、「Microsoft 365」提供元の提供製品または提供価格の変更の場合、変更前の価格の利用開始月から12カ月間は現価格にて提供致します。
2. 2022年3月1日以降にMicrosoft Corporationが新しく定める料金体系（以下、「NCE」といいます）にて新規申込または契約更新をしたお客様は、契約体系を選択できます。

##### (1) 月契約月払い

基本サービスの初回契約時の契約期間および最低利用期間はアカウント発行した日からその月の末日までを契約期間とし、その翌日1日を契約更新日とします。なお、翌月以降の有効期限は、契約更新日から1カ月とし、以降も同様に更新されるものとします。

お支払いは、契約期間の各月に請求いたします。

##### (2) 年契約月払い

基本サービスの初回契約時の契約期間および最低利用期間は、初回アカウント発行した日から11カ月後の末日までを契約期間とし、その翌月1日を契約更新日とします。なお、翌年以降の有効期限は、翌年の契約更新日から12カ月とし、以降も同様に更新されるものとします。

お支払いは、契約期間内の各月毎に請求いたします。

##### (3) 年契約年払い(1年契約)

基本サービスの初回契約時の契約期間および最低利用期間は、初回アカウント発行した日から11カ月後の末日までを契約期間とし、その翌月1日を契約更新日とします。なお、翌年以降の有効期限は、翌年の契約更新日から12カ月とし、以降も同様に更新されるものとします。

お支払いは、契約期間の初月に請求いたします。

##### (4) 年契約年払い(3年契約)

基本サービスの初回契約時の契約期間および最低利用期間は、初回アカウント発行した日から35カ月後の末日までを契約期間とし、その翌月1日を契約更

新日とします。

契約更新日に本料金体系での更新は行えません。継続して該当製品を利用したい場合は、契約更新日に他の料金体系に変更を行うものとします。

お支払いは、契約期間の初月に請求いたします。

3. NCE にて月契約月払いをご契約の場合、契約期間満了日の 1 カ月前までに契約を更新しない旨またはアカウント数の減数を契約者が弊社に申出なければ、契約は自動的に更に 1 カ月更新されるものとします。なお、「Microsoft 365」提供元の提供製品または提供価格の変更の場合、翌月より変更後の製品および価格にて提供いたします。
4. NCE にて年契約月払いまたは年契約年払い(1 年契約)をご契約の場合、契約期間満了日の 1 カ月前までに契約を更新しない旨またはアカウント数の減数を契約者が弊社に申出なければ、契約は自動的に更に 1 年更新されるものとします。ただし、「Microsoft 365」提供元の提供製品または提供価格の変更の場合、変更前の価格の利用開始月から 12 カ月間は現価格にて提供致します。なお、減数は契約期間満了月のみ可能です。
5. NCE にて年契約年払い(3 年契約)をご契約の場合、契約期間満了日の 1 カ月前までに、他の料金体系への契約に変更する旨を契約者が弊社に申出なければ、契約は自動的に終了されるものとします。
6. CSP での契約更新は、2022 年 6 月 30 日まで受付し、2022 年 7 月 1 日以降に「Microsoft365」を継続して利用したい場合は、NCE への契約変更が必要です。

## 第 5 条 (情報提供)

1. 弊社は、本個別規定第 1 条第 1 項に記載のサービスの提供のため、契約者の企業名・住所・担当者名・担当部署名・担当者の電話番号・連絡先等の契約者情報（個人情報を含む）を、ダイワボウ情報システム株式会社及び「Microsoft365」提供元である Microsoft Corporation（所在地：アメリカ合衆国）に提供するものとし、契約者はこれに同意します。
2. 弊社は、前項につき同意をいただくにあたり、以下の情報を提供いたします。
  - (1) アメリカ合衆国における個人情報の保護に関する制度の概要  
以下のサイトをご覧ください。
    - ① アメリカ合衆国（連邦）  
[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA\\_report.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf)
  - (2) Microsoft Corporation が講じる個人情報の保護のための措置  
以下のサイトをご覧ください。  
<https://privacy.microsoft.com/ja-jp/privacystatement>

別紙6-別表1 サービス一覧

- ・ 一般企業向け Microsoft365
- ・ 教育機関向け Microsoft365

別紙6-別表2 料金表（税抜額）

| サービス               | 初期費用 | 料金（AC毎） |
|--------------------|------|---------|
| 一般企業向けMicrosoft365 | -    | 個別見積    |
| 教育機関向けMicrosoft365 | -    | 個別見積    |

| その他費用(引っ越しパック)              | 料金        |
|-----------------------------|-----------|
| Microsoft365 まるごと引っ越しパック_P1 | 548,000 円 |
| Microsoft365 まるごと引っ越しパック_P2 | 429,800 円 |
| Microsoft365 まるごと引っ越しパック_P3 | 498,000 円 |
| Microsoft365 まるごと引っ越しパック_P4 | 348,000 円 |
| Microsoft365 まるごと引っ越しパック_P5 | 200,000 円 |

※サーバーホスティングに関する費用や Microsoft365 のライセンス費用は含まれておりません。

※プランによって、作業項目および確認事項詳細が異なります。

| その他費用(構築メニュー)              | 料金   |
|----------------------------|------|
| Microsoft365 スタートアップ 基本セット | 個別見積 |
| Microsoft365 ベーシック 基本セット   | 個別見積 |
| Microsoft365 アドバンスト 基本セット  | 個別見積 |
| 各種支援オプション                  | 個別見積 |

※各種支援オプションの詳細は、お問い合わせください。

※各種支援オプションのみのお申し込みは出来ません。

#### ○その他費用

キャンセル料金(アカウント発行前の場合) : 20,000 円

## 【注意事項】

### ●CSP にてご契約のお客様

- ・ 初期費用は無料です。
- ・ 最低利用期間は 1 カ月です。
- ・ アカウント発行後のキャンセルはお受けできません。
- ・ アカウント発行日（利用開始希望日）は、お申し込みから 10 営業日以降の日付をご指定ください。
- ・ アカウント数の追加の場合は、変更希望日の 10 営業日前までに所定の文書にて申し出した場合は、これを受理します。

### ●NCE にて月契約月払いをご契約のお客様

- ・ 初期費用は無料です。
- ・ 最低利用期間は 1 カ月です。
- ・ アカウント発行後のキャンセルはお受けできません。
- ・ アカウント発行日（利用開始希望日）は、お申し込みから 10 営業日以降の日付をご指定ください。
- ・ アカウント数の追加および減数の場合は、変更希望日の 10 営業日前までに所定の文書にて申し出した場合は、これを受理します。

### ●NCE にて年契約月払いまたは年契約年払い(1 年契約)をご契約のお客様

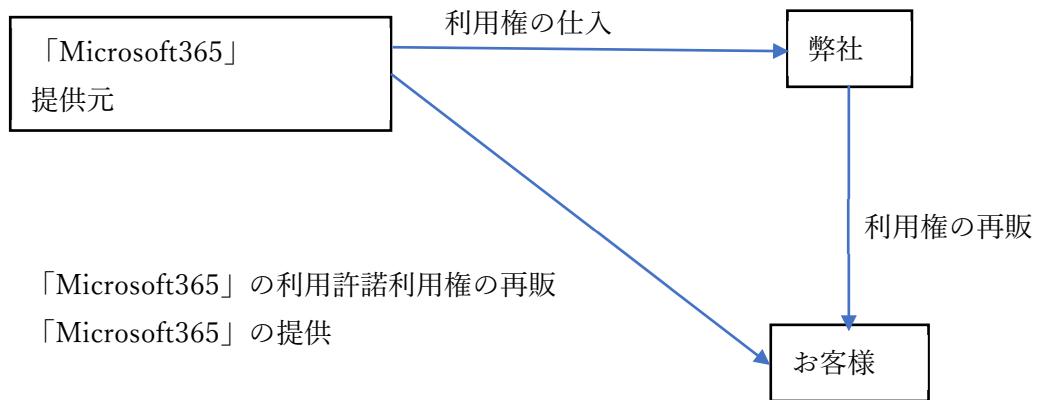
- ・ 初期費用は無料です。
- ・ 最低利用期間は 12 カ月です。
- ・ アカウント発行後のキャンセルはお受けできません。
- ・ アカウント発行日（利用開始希望日）は、お申し込みから 10 営業日以降の日付をご指定ください。
- ・ アカウント数の追加の場合は、変更希望日の 10 営業日前までに所定の文書にて申し出した場合は、これを受理します。
- ・ アカウント数の減数の場合は、契約終了月の 1 か月前までに所定の文書にて申し出した場合は、これを受理します。

### ●NCE にて年契約年払い(3 年契約)をご契約のお客様

- ・ 初期費用は無料です。
- ・ 契約期間は 36 カ月です。
- ・ アカウント発行後のキャンセルはお受けできません。
- ・ アカウント発行日（利用開始希望日）は、お申し込みから 10 営業日以降の日付をご指定ください。

- ・ アカウント数の追加の場合は、変更希望日の 10 営業日前までに所定の文書にて申し出した場合は、これを受理します。
- ・ アカウント数の減数は行えません。
- ・ 本料金体系での更新は行えません。継続して該当製品を利用したい場合は、契約終了月の 1 か月前までに所定の文章にて申し出した場合は、これを受理します。
- ・ 契約期間満了日の 1 カ月前までに、他の料金体系への契約に変更する旨を契約者が弊社に申出なければ、契約は自動的に終了されるものとします。
- ・ 本料金体系を契約するには、「Microsoft 365」提供元の審査が必要です。

別紙6-別表3 商流と契約関係



凡例

- (1) サービス提供元：Microsoft Corporation
- (2) サポート提供元：ダイワボウ情報システム株式会社
- (3) 規約：Microsoft Customer Agreement (MCA)
- (4) サービスレベル保証：Service Level Agreements (SLA) for Online Services
- (5) 特殊な停止、廃止および終了事由：－